

ひふみコーチ会員規約

第1条（規約）

1. ひふみコーチ株式会社（以下「当社」といいます。）は、ひふみコーチ会員規約（以下「会員規約」といいます。）を定め、会員規約に従い、当社が運営する研修サービス等（以下「本サービス」といいます。）をひふみコーチ会員（以下「会員」といいます。）に提供します。
2. 当社は、会員規約の他に、規約（以下「個別規約」といいます。）を定めることがあります。会員規約と個別規約の定めが異なる場合、個別規約の定めが優先して適用されるものとします。
3. 会員は、会員規約に同意の上、本サービスを利用するものとします。

第2条（目的）

1. 当社は、入会された会員が本サービスを利用した学びを通じて、当社の経営理念である「あなたが、あなたであることが、一番尊い。」を社会全般に浸透し、自分らしく輝く人が満ち溢れる社会づくりに貢献することを目的とします。

第3条（入会資格）

1. 会員となる方は、前条の目的に賛同し本規約に同意を頂いた方とします。

第4条（入会 及び 退会等の管理）

1. 入会及び退会等の管理は、当社が運営・提供する「会員管理サポートシステム」を通じて行うこととします。
2. 会員が「会員管理サポートシステム」を利用するためには、別に定める「システム利用規約」及び「プライバシー規約」に同意をいただく必要があります。

第4条（会員の種類）

1. 会員の種類は、別に定める「ひふみコーチ会員の種類」のとおりとします。

第5条（会員の種類及び月謝）

1. 会員の種類には月謝の支払いがない会員（一般会員）と、月謝の支払いがある会員（月謝会員）があります。
2. 会員の種類及び月謝の詳細は、別に定める「ひふみコーチ会員の種類」のとおりとします。

第6条（システム登録料）

1. 「会員管理サポートシステム」の利用にあたっては、所定のシステム登録料が必要です。
 - ・一般会員、月謝会員とも：入会時に 5,000 円

第7条（著作物）

1. 本サービスの受講において、会員が受領したテキスト等の著作物およびノウハウ（以下、「本著作物等」という。）に関する著作権は当社に帰属し、次に掲げる行為を禁じます。
 - （1）本著作物等の内容を、自己又は第三者の名をもってウェブサイトに掲載する等インターネットを通じて公衆に送信する行為
 - （2）本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
 - （3）私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等をして第三者に配布する行為
 - （4）本著作物等を元に、類似する講座を開催する行為
 - （5）その他、著作権を侵害する一切の行為
- 2 会員は著作物等の使用に関し不明な点がある場合は、当社の承諾を得るようお願いいたします。

第8条（秘密保持）

1. 会員は、本サービスを受講にあたり、主催者または当社によって開示された固有の技術上、営業上、その他事業の情報および、他の受講者より開示されたそのプライバシーに関わる情報を秘密として扱うものとし、これらの情報を開示者の許可なく使用又は第三者に開示することを禁じます。

第9条（遵守事項）

1. 会員は、本サービスの受講にあたり、次に掲げる事項を遵守しなければなりません。
 - （1）他の受講者の迷惑になるような行為、言動等をしないこと。
 - （2）本サービスの受講により知り得た内容の完全性、有用性、正確性、将来の結果等について、当社及び主催者に一切の責任を求めないこと。
 - （3）他の受講者に対して、マルチレベルマーケティング、ネットワークマーケティング、その他連鎖販売取引への勧誘、宗教等への活動の勧誘、商品及びサービス等の購入の勧誘並びにセミナー等への参加への勧誘およびこれらの勧誘とみなされる一切の行為を行わないこと。
 - （4）本サービスの、録音又は録画をしないこと。
2. 前項に該当する事項が確認された場合、当社は当該行為を停止するために必要な措置をとることができます。また、当社は、これらの措置をとることなくかつ会員に対する事前の通知または催告なく、会員の抹消をすることができます。

第10条（会員規約の変更）

1. 当社は、必要と判断した場合、事前に会員に通知することなく、会員規約を変更することがあります。
2. 変更後の会員規約については、「会員管理サポートシステム」又は当社が運営するウェブサイト、facebook グループ（「以下「規約表示サイト」といいます。」）上に表示した時点で効力を生じるものとし、変更後に規約表示サイトを利用した場合に変更後の会員規約に同意

したものとみなします。

一般会員

第 11 条（一般会員の入会・退会）

1. 一般会員の入会は、随時登録をすることができます。
2. 一般会員の退会は、随時退会申請をすることができます。

月謝会員

第 12 条（月謝会員への変更）

1. 一般会員が月謝会員になるためには、月謝制の講座のお申込を行う必要があります。

第 13 条（月謝の納入）

1. 月謝は、クレジットカードまたは口座振替によって納入するものとします。
2. 納入方法ごとの詳細は以下のとおりとします。

(1) クレジットカード

納入方法：Paypal を使用します。

納入サイクル：初回決済と毎月同日に決済を行います。

（月末時の扱いは Paypal 仕様にに基づきます）

初回決済が翌月分をお支払頂いた場合は、毎月翌月分を納入します。

初回決済が当月分をお支払頂いた場合は、毎月当月分を納入します。

領収書：Paypal から毎月通知される定期支払完了メールにて代替します。

(2) 口座振替

納入方法：決済代行会社を使用します。

納入サイクル：当月の月謝の口座振替は、当月 27 日に行います。

（金融機関の休日の場合は前後します）

初回振替までの納入：口座振替の実施には 2 ヶ月程度の時間がかかるため、お振込頂きます。

領収書：決済代行会社から毎月通知される口座振替登録メールにて代替します。

3. 当社の運営の事情等で、別途納入方法を決定することがあります。この場合は、当該会員に個別に連絡をするものとします。

第 14 条（一般会員への変更）

1. 月謝会員が一般会員になるためには、月謝制の講座の解約申請を行う必要があります。
2. 解約申請は、会員からの申請を当社が認知した時点で成立します。

3.毎月の解約申請期限は、納入方法ごとに以下のとおりとします。

(1)クレジットカード

(1)-1 初回決済が翌月分をお支払頂いた場合

毎月の決済日の7日前までに申請頂くことで、翌月からの変更扱い

(1)-2 初回決済が当月分をお支払頂いた場合

毎月の25日までに申請頂くことで、翌月からの変更扱い

(2)口座振替

毎月の25日までに申請頂くことで、翌月からの変更扱い

月謝制講座

第15条（月謝制講座）

1. 本条から第18条の内容は、当社が主催する月謝制講座に適用します。

第16条（月謝制講座の内容）

1. 講座の内容は当社により別に定め、受講者に通知するものとします。

2. 講座の内容は、実施状況、受講状況により変更することがあります。

第17条（月謝制講座の振替・欠席）

1. 受講者が講座に出席できない場合、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。なお、欠席をされた場合の月謝の返金はいたしません。

2. 振替の有効期限は、振替元の日程を基準として前月の月初から翌月月末までとします。

第18条（当社都合の講座のキャンセル）

1. 何らかの事情により当社都合で講座をキャンセルする場合、当社は速やかに講座のキャンセルを受講者に通知するものとします。

2. 一時的な講座のキャンセルの場合、受講者が講座自体をご受講いただけることを優先し、講座を追加開催します。追加開催される講座の参加や他クラスへの振替が難しい場合は、当該受講料相当額を返金するものとします。

3. 講座の継続が難しいキャンセルの場合、既に支払いのあった未開催分の月謝を返金するものとします。

認定講座

第19条（認定講座の定義）

1. 認定講座とは、一定回数、期間の講座にて構成され、講座受講後、一定の基準が満たされ

た場合、認定がされる講座と定義します。

第 20 条（認定講座の内容）

1. 講座の内容は当社により別に定め、受講者に通知するものとします。
2. 講座の内容は、実施状況、受講状況により変更することがあります。

第 21 条（認定講座の受講契約の成立）

1. 講座の受講の申込みの後、受講料の納入が完了した時点で受講契約が成立するものとします。

第 22 条（認定講座の受講料）

1. 受講料の額は、講座ごとに、別途定めるものとします。

第 23 条（認定講座の決済方法）

1. 講座の受講料の決済方法は、クレジットカード決済、コンビニ払いまたはペイジー他とします。

第 24 条（認定講座の受講解約）

1. 受講の解約は、解約が判明した時点で受講者から当社に速やかに、メール等の方法により連絡をお願いします。
2. 講座の解約は、受講者からの連絡を当社が認知した時点で成立します。
3. 講座は次に定めるとおり手数料が発生します。

（1）講座開始日の前日以前の解約

受講料から 5% の手数料を差し引いた残金を返金いたします。

なお、本講座が 2 日以上に渡り開催される場合の「講座開始日」とは、最初の日の講座が始まる時点をいいます。

（2）講座開始日以降の解約

受講料は返金いたしません。

第 25 条（認定講座の振替・欠席）

1. 受講者が講座に出席できない場合、別の日程をもって開催される同一の内容の講座に振替えて出席をすることができます。なお、欠席した場合の受講料の返金はいたしません。
2. 講座の振替は、受講登録している講座の翌開講期の講座までとします。

第 26 条（当社都合の認定講座のキャンセル）

1. 何らかの事情により当社都合で講座をキャンセルする場合、当社は速やかに講座のキャンセルを受講者に通知するものとします。
2. 一時的な講座のキャンセルの場合、受講者が講座自体をご受講いただけることを優先し、

講座を追加開催します。追加開催される講座の参加や振替が難しい場合は、当該受講料相当額を返金するものとします。

3. 講座の継続が難しいキャンセルの場合、既に支払いのあった未開催分の受講料を返金するものとします。

以 上

附則

発効 2016年12月26日

改定 2017年5月12日

改定 2017年12月1日